

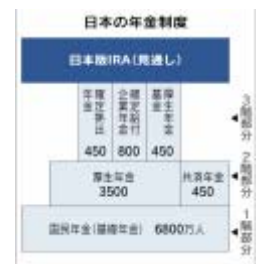
NISA(日本版ISA)の次、非課税の積み立て型私的年金制度「日本版IRA」！～本家・米国におけるIRAの動向について、401kや529プラン、その投信保有状況も含めて見る～

※国際投信投資顧問 投信調査室がお届けする、日本版ISAに関する情報を発信するコラムです。

金融庁と財務省が主催した金融・資本市場活性化有識者会合で日本版IRAが検討

2013年11月11日(月)に金融庁と財務省が第1回金融・資本市場活性化有識者会合を開催した。目的は、「成長戦略の当面の実行方針」(2013年10月1日日本経済再生本部決定)において、「家計の金融資産を成長マネーに振り向けるための施策をはじめとする日本の金融・資本市場の総合的な魅力の向上策や、アジアの潜在力の発揮とその取り込みを支援する施策について、年内に取りまとめを行う」と示されたこと等を踏まえ、金融業界、事業会社、学者など各界の有識者から、大所高所からの自由闊達なご意見を聞くこと(詳細は「金融・資本市場活性化有識者会合」…URLは後述[参考ホームページ])。

同会合の冒頭で、麻生太郎副総理兼財務・金融相は「じっとしているお金を成長に向けていかなないとアベノミクスの先は見えてこない。デフレマインドを成長期待に変えるため、じっとしている資産を投資に回し、活かせるようにしないといけない」と発言した。また、同会合の後の記者会見で、まとめ役の伊藤隆敏・東大大学院教授が、非課税の積み立て型私的年金制度の導入に関し、「一つの有力な考え方」との見解を示した。後者の非課税の積み立て型私的年金制度については、「米国で残高が5兆ドル(約500兆円)規模に達した個人退職勘定(IRA)を日本でも創設し、個人による株式や投資信託の購入を促す。…(略)…。金融庁の構想では、20歳以上65歳未満の個人が年間120万円程度の上限を設けて非課税にする。…(略)…。来年1月に始まる少額投資非課税制度(日本版ISA=NISA)の非課税措置を拡大することも検討する。具体的には5年の非課税期間をより長くする。」などと言う報道がされていた(最も詳細な報道であった2013年11月9日付日本経済新聞朝刊1面トップ、右図「日本の年金制度」も同紙～URLは後述[参考ホームページ])。



日本版IRAは既に2010年からNISA(日本版ISA)と共に金融庁で議論されてきたもの

先の2013年11月9日付日本経済新聞など、各種報道で「金融・資本市場活性化有識者会合」において「一つの有力な考え方」とされたのが非課税の積み立て型私的年金制度であり、これは米国のIRA(Individual Retirement Account、個人年金貯蓄優遇税制)を範とすることから「日本版IRA」と言われている。実は、既に金融庁が2010年8月4日に開催された第2回金融税制調査会で「1,500兆円の金融資産を活用するための本格的な貯蓄・投資促進税制として、日本版IRAの導入に向けた検討を開始すべき。…(略)…。金融税制の観点からは、少額投資非課税制度(日本版ISA)を当面活用するのがよいのではないか。」という意見が出るなど、少額投資非課税制度(日本版ISA=NISA)と共に3年以上前から議論されていたものである(第2回金融税制調査会…URLは後述[参考ホームページ])。

もう1カ月ちょっとで始まるNISA(日本版ISA)に比べ、出遅れ感のある日本版IRAではある。「少額投資非課税制度(日本版ISA)は3～5年の時限措置で、対象も株式などに限られる。個人の自助努力による老後資金の形成を応援するため、他の金融商品を含めた年金積み立て非課税制度(日本版IRA)に育てていくべきだ。」(2012年12月24日付日本経済新聞朝刊の森信茂樹・中央大学大学院教授)、「(英国では)住宅資金など途中で使う可能性があるならISA、老後資金は確定拠出という使い分けが多い」(2013年4月10日付日本経済新聞朝刊の英国著名FP/イアン・シップウェイ氏)などと報道はされていたが、注目度はかなり低かったと思われる。だが、この日本版IRAにより、先述の金融税制調査会で言われた「1,500兆円の金融資産を活用するための本格的な貯蓄・投資促進税制」が「完成」に近付くこととなり、「第2の金融ビッグバン」(2013年11月9日付日本経済新聞朝刊4面)とも言われていることから、今後大いに注目されていくことと思われる。そのためにも、今から本家・米国におけるIRAの動向について、401kや529プラン、その投信保有状況も含めて見るのが重要と思われる(当コラムでは2013年6月10日付日本版ISAの道 その15や2013年2月22日付日本版ISAの道 その4でIRAや529プランなどについて書いているので、それらも参照のこと…URLは後述[参考ホームページ])。

日本版 IRA は NISA と同様に多くの利用者が見込め、さらに日本版 IRA は NISA よりも 上限金額が大きく非課税対象も多い

日本版 IRA だが、2002 年 1 月から既に導入済みの日本版 401k の個人型年金と似ている。その日本版 401k だが、導入から 12 年間近くが経過、2013 年 8 月末現在で企業型年金の加入者数が約 462 万名/日本の全労働力人口に対する比率 7.0%まで拡大したのに対し、日本版 IRA と似ている個人型年金の加入者数は、わずか約 17 万名/日本の全労働力人口に対する比率 0.3%にとどまっている(厚生労働省「確定拠出年金制度」より…URL は後述[参考ホームページ])。日本版 401k 個人型年金の加入者数を見ていると、日本版 IRA の拡大に不安も出てくる。

しかし、日本版 401k 個人型年金では利用可能な者が、①20 歳以上 60 歳未満の自営業者・学生等、②厚生年金基金・企業型年金等の無い企業の従業員(*大企業従業員や公務員、第 3 号被保険者配偶者等加入不可が多い)と限定的であるのに対し、日本版 IRA を利用可能な者が、20 歳以上 65 歳未満の居住者等であり職業や所属企業の区別はない。つまり NISA(日本版 ISA)に近い。日本版 401k 個人型年金が拠出時非課税(所得控除)なのに対して、日本版 IRA は拠出時課税(所得控除なし)で、運用時非課税と受取時非課税だけとなるのは税制優遇面で日本版 401k 個人型年金には劣るものの、これは NISA も同じである。さらに日本版 IRA の上限金額は年 120 万円程度と NISA よりも大きく、日本版 IRA の非課税対象は NISA より多くなりそうである(預金も含めた幅広い金融商品)。つまり、日本版 IRA は NISA と同様に多くの利用者が見込め、さらに日本版 IRA は NISA よりも上限金額が大きく非課税対象も多いこととなる。NISA の申請が 2013 年 10 月 1 日だけで 357 万 5738 件ということからして日本版 IRA にも期待がかけられそうである(2013 年 10 月 8 日の国税庁発表)。

日本版ISAと日本版401kと日本版IRA(案)

2013年11月15日現在

項目	日本版ISA (少額投資非課税制度、 愛称「NISA/ニーサ」)	日本版401k (確定拠出年金制度、DC) 個人型年金	日本版IRA (個人年金貯蓄優遇税制) 案
制度を利用可能な者	20歳以上の居住者等	①20歳以上60歳未満の自営業者・学生等 ②厚生年金基金・企業型年金等の無い企業の従業員 *大企業従業員や公務員、 第3号被保険者配偶者等加入不可が多い	20歳以上65歳未満の居住者等 *職業や 所属企業の区別なく、一律に適用
非課税対象	上場株式等・公募株式投信の配当・譲渡益 *拠出時課税(所得控除なし)、運用時非課税、 受取時非課税	預金、公社債、投信、株式、信託、保険等 *拠出時非課税(所得控除)、運用時非課税(特別法人税課税1.173%凍結中)、 受取時実質非課税(年金控除)	預金も含めた幅広い金融商品 *拠出時課税(所得控除なし)、運用時非課税、 受取時非課税
非課税投資額	毎年、新規投資額で100万円を上限(ロールオーバーも可能) *累積非課税投資額 上限500万円	①毎年、81.6万円(毎月、6.8万円)を上限 *国民年金基金の限度額と枠を共有 ②毎年、27.6万円(毎月、2.3万円)を上限	毎年、120万円程度(毎月、10万円程度)を 上限 *毎月積立と任意の時期に拠出す る方法の両方を採用可
投資可能期間	10年間(2014年～2023年)	10年以上、60歳まで *60歳で10年に満たない場合は、 年数に応じて61～65歳まで	5年以上、60歳まで
非課税期間	投資した年から最長5年間	給付時まで(特別法人税課税実施時まで)	給付時まで
途中売却	自由(ただし、売却部分の枠は再利用不可) *未使用分は翌年以降に繰り越すことが不可、 分配金再投資は新規投資と見なされる	原則60歳まで途中引き出し不可 *10年未満の場合は年数に応じて61～65歳まで不可、 資格喪失から2年以下もしくは通算拠出期間3年以下もしくは50万円以下の場合には 脱退一時金として支給	原則60歳まで途中引き出し不可 *未使用分は翌年以降に繰り越すことが可、 換金時に5年以内の運用益に遡及課税
損益通算	特定口座等で生じた配当・譲渡益との損益通算は不可	不可	不可
口座開設数	一人一口座	一人一口座	一人複数口座可(合計は上限以内)
導入時期	2014年1月(20%本則税率化にあわせて導入)	2001年10月1日に確定拠出年金(日本版401k)法施行 *個人型は2002年1月から実施	検討中
加入者数	まだ導入されていないが、申請は2013年10月1日だけで357万5738件 (2013年10月8日の国税庁発表)。	約17万名/日本の全労働力人口に対する比率0.3%(2013年8月末現在)	まだ導入されていない。

(出所: 日本の金融庁・厚生労働省・国民年金基金連合会・国税庁より国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)

日本版 IRA は 401k 個人型で十分か？ いや、米国でも複数の IRA がある

日本版 401k 個人型年金は、米国の従来からある IRA (Individual Retirement Account、個人年金貯蓄優遇税制) を参考に提唱されたものである。それで、日本ではかねてより「これから日本版 IRA を創設するよりも日本版 401k 個人型年金拡充をすればよい」、「日本版 IRA と日本版 401k 個人型年金の二本立てでは混乱する」と言う意見もあった。だが、その本家・米国でも IRA は複数ある。代表的な IRA は二つで、一つはトラディショナル IRA / Traditional IRA で、もう一つはロス IRA / Roth IRA である(*前者が従来からある IRA、後者が新しい IRA で、「ロス」というのはデラウェア州上院議員 Roth 氏が提案したため。この二つ以外の IRA として SEP IRAs、SAR-SEP IRAs 等がある)。従来からある IRA は 401k よりも歴史があり 1974 年から存在する元祖・確定拠出年金である。ただ新しい IRA と区別する為、トラディショナル IRA と呼ばれている。そして、今、日本で導入が期待される日本版 IRA は、1998 年から導入されたロス IRA を参考に提唱された制度だ。

米国の IRA は加入者の意思により使い分けられている。年金受取時に通常所得が無くなりそう人はトラディショナル IRA で年金受取時に低税率を享受、年金受取時に今より通常所得がありそうな人はロス IRA にして年金受取時に非課税を享受するなどである(*アドバイザーなどもそう奨めているという)。複数の IRA でも混乱はなく、毎年の拠出額を見ると(*401k 積立金からの移管等を除く)、トラディショナル IRA が 140 億ドル前後、ロス IRA が 180 億ドル前後と概ね同じ様な額で拠出が続いている(米投信協会/the Investment Company Institute、ICI より)。そして、トラディショナル IRA の加入者数は 2012 年 5 月現在で 3940 万世帯/米国の全世帯に対する比率 32.5%、ロス IRA の加入者数は 2030 万世帯/米国の全世帯に対する比率 16.8% にまで拡大している(*重複あり)。トラディショナル IRA が大きいのは歴史が古いこと、そして、米ベビーブーマー(1946~1964 年生まれ)の退職で 401k 積立金からの移管(ロールオーバー IRA)が起きていることなどが原因である。

日本版IRA(案)と米国のIRA(トラディショナルIRAとロスIRA)

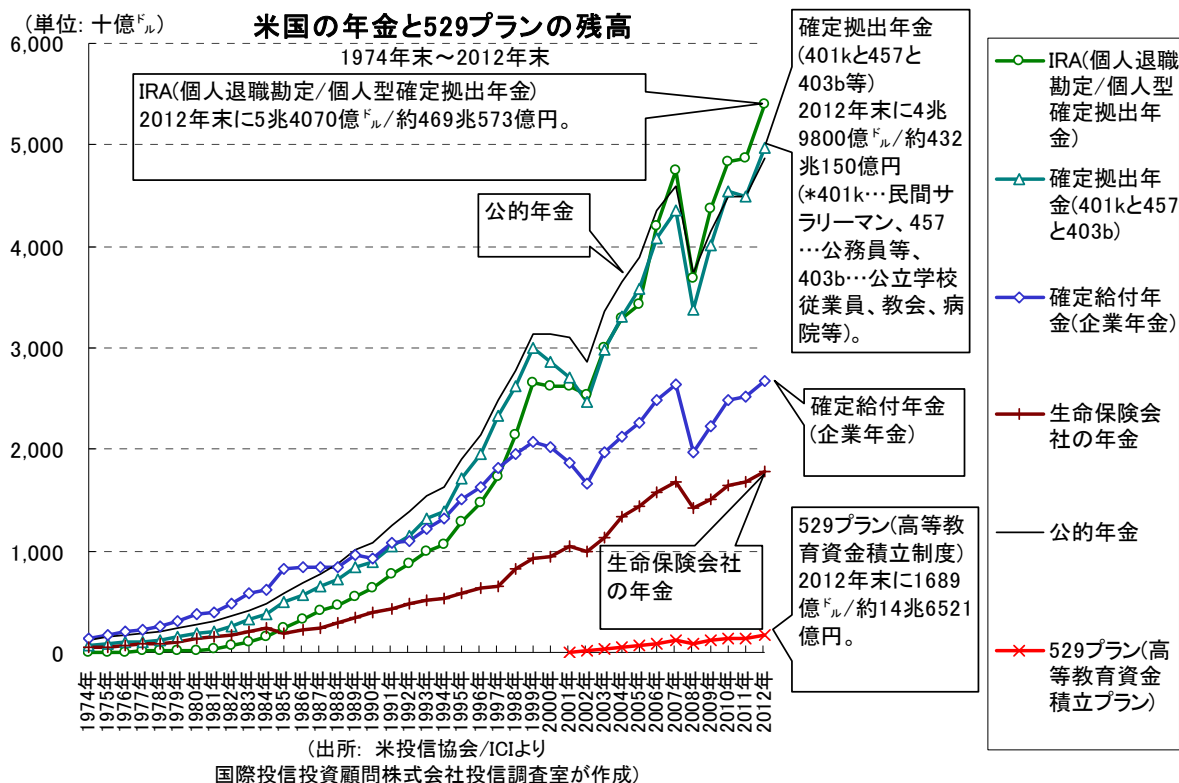
2013年11月15日現在

項目	日本版IRA (個人年金貯蓄優遇税制) 案	トラディショナルIRA/Traditional IRA (Traditional Individual Retirement Account、 個人退職勤定)	ロスIRA/Roth IRA (Roth Individual Retirement Account、 個人退職勤定)
制度を利用可能な者	20歳以上65歳未満の居住者等 * 職業や所属企業の区別なく、一律に適用	70.5歳未満の収入のある居住者等 *主として年金プランのない自営業者等の為のものだが、年金プランのある従業員でも加入可(制限あり)	年齢制限なしの収入のある居住者等 で、夫婦合算で16万ドル(約1600万円)未満の所得(単身は11万ドル未満)
非課税対象	預金も含めた幅広い金融商品 * 拠出時課税(所得控除なし)、運用時非課税、受取時非課税	預金、公社債、投信、株式、信託、保険等 * 拠出時非課税(所得控除) ~高所得者は非課税でなくなる場合もあり~、運用時非課税、 受取時課税(通常所得)	預金、公社債、投信、株式、信託、保険等 * 拠出時課税(所得控除なし)、運用時非課税(5年以上)、受取時非課税
非課税投資額	毎年、120万円程度(毎月、10万円程度)を上限 *毎月積立と任意の時期に拠出する方法の両方を採用可	毎年、5500ドル(約55万円)、50歳以上は6500ドル(約65万円)を上限 *毎月積立と任意の時期に拠出する方法の両方を採用可 *401k積立金は転退職時に移管可(ロールオーバーIRA)、*ロスIRAと合算	毎年、5500ドル(約55万円)、50歳以上は6500ドル(約65万円)を上限(2013年) *毎月積立と任意の時期に拠出する方法の両方を採用可 トラディショナルIRAと合算
投資可能期間	5年以上、60歳まで	70.5歳まで	5年以上
非課税期間	給付時まで	70.5歳の給付時まで	給付時まで
途中売却	原則60歳まで途中引き出し不可 *未使用分は翌年以降に繰り越すことが可、換金時に5年以内の運用益に遡及課税	原則70.5歳まで途中引き出し不可(70.5歳からは強制的引き出し) *死亡・障害時等、初回住宅購入(上限1万ドル)、高等教育費用は引き出し可だが、それ以外で59.5歳未満であると10%のペナルティ課税	5年以上経過、59.5歳以上で引き出し可(70.5歳からの強制的引き出しなし) 加えて死亡・障害時等、初回住宅購入(上限1万ドル)、高等教育費用、医療支出・保険料(制限あり)等でも引き出し可 それ以外で59.5歳未満であると10%ペナルティ課税
損益通算	不可	不可	不可
口座開設数	一人複数口座可(合計は上限以内)	一人一口座 *ロスIRAの口座は別に開設可(上限は合算される)	一人一口座 *トラディショナルIRAの口座は別に開設可(上限は合算される)
導入時期	検討中	1974年(企業型確定拠出年金の401kは1981年)	1998年1月1日 *ロスというのはデラウェア州上院議員(共和党)William Victor Roth氏(1921年~2003年)による提案のため
加入者数	まだ導入されていない。	3940万世帯/米国の全世帯に対する比率32.5%(2012年5月現在) *別のIRAとの重複あり。	2030万世帯/米国の全世帯に対する比率16.8%(2012年5月現在) *別のIRAとの重複あり。

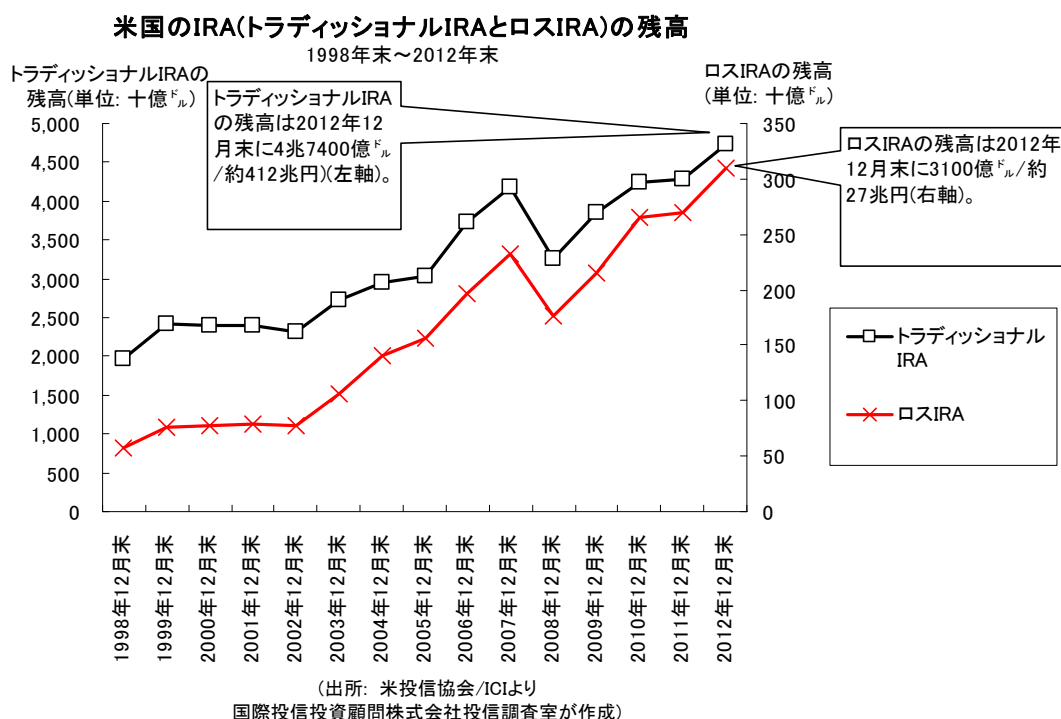
(出所: 日本の金融庁・厚生労働省・国民年金基金連合会、米国の内国歳入庁/IRS、米投信協会/ICIより国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)

米国の年金と529プランの残高、IRA(トラディショナル IRA とロス IRA)の残高

米国のIRAを含む年金や529プラン(高等教育資金積立制度)を見る(529プラン…2013年2月22日付日本版ISAの道その4…URLは後述[参考ホームページ])。IRAは2012年末に5兆4070億 ドル /約469兆573億円。401kで有名な確定拠出年金(401kと457と403b等)は、2012年末に4兆9800億 ドル /約432兆150億円(*401k…民間サラリーマン、457…公務員等、403b…公立学校従業員、教会、病院等)。401kなどより大きいということである。

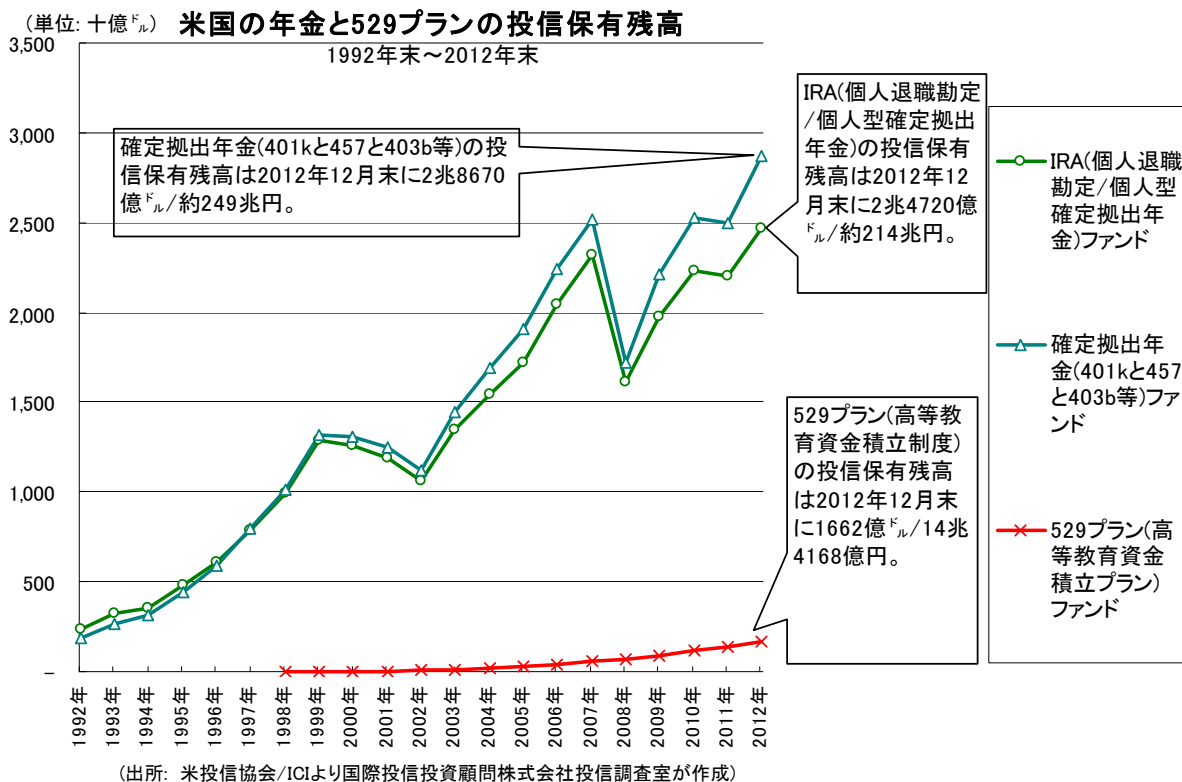


IRAの内訳を見ると(代表的な2つで)、2012年12月末にトラディショナル IRAの残高が4兆7400億 ドル (約412兆円)。ロスIRAの残高が3100億 ドル (約27兆円)。トラディショナル IRAがかなり大きいのは先述した理由の通り。



IRA、401k 等、529 プランの投信保有状況

米国のIRA、401k 等、そして529プラン(高等教育資金積立制度)の投信保有状況を見る。2012年12月末にIRAの投信保有残高は2兆4720億ドル/約214兆円。401kで有名な確定拠出年金(401kと457と403b等)の投信保有残高は2兆8670億ドル/約249兆円。日本版IRAでも投信保有が期待される。



そして、米国の年金による投信保有比率とその分類も見ておく。2012年12月末でIRAによる投信保有比率は46%と確定拠出年金(401kと457と403b等)の58%より低い(*預金などが比較的大きいということ)。投信の分類ではIRAの方が確定拠出年金(401kと457と403b等)よりわずかに保守的であり、国内株ファンドなどの比率が低く債券ファンドやMMFの比率が高いようである。これはやはり米ベビーブーマー(1946～1964年生まれ)の退職で401k積立金からの移管(ロールオーバーIRA)が起きていることなどが原因であろう。ただ、それでもしっかりと国内株ファンドを中心にIRAも投信を保有している。日本版IRAでも国内株ファンドを中心とした保有が期待される場所である。

米国の年金による投信保有比率とその分類

2012年12月末現在

年金制度	投信保有比率 (単位: %)	投信分類					
		国内株 ファンド (単位: %)	グロー バル株 ファンド (単位: %)	ハイブ リッドフ ォンド(*) (単位: %)	債券フ ォンド (単位: %)	MMF (単位: %)	合計 (単位: %)
IRA(個人年金貯蓄優遇税制)	46	38	13	21	20	9	100
確定拠出年金(401kと457と403b等)	58	43	13	23	16	5	100
401k(民間サラリーマン)	61	41	14	26	15	5	100
457(公務員)	48	58	8	17	11	6	100
403b(公立学校従業員、教会、病院等)	42	45	13	20	19	1	100
その他	58	35	12	15	28	11	100
合計	51	40	13	22	17	7	100

(出所: 米投信協会/ICIより国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)

[参考ホームページ]

「金融・資本市場活性化有識者会合」…「<http://www.fsa.go.jp/singi/kasseika/index.html>」もしくは
「http://www.mof.go.jp/international_policy/others/kinyuukaigou_houdou.htm」、
2013年11月9日付日本経済新聞「非課税の私的年金創設 政府、金融分野で成長戦略貯蓄から投資促す」…
「http://www.nikkei.com/article/DGXNASDF0800K_Y3A101C1MM8000/」、2013年11月9日付日本経済新聞「個人
退職勘定 (IRA) 公的年金への依存防ぐ」…「<http://www.nikkei.com/article/DGXDZO62334330Z01C13A1EA2000/>」
金融庁の第2回金融税制調査会 議事次第…「<http://www.fsa.go.jp/singi/zeiseichousa/siryou/20100804.html>」、
厚生労働省「確定拠出年金制度」…「<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/kyoshutsu/>」、
2013年6月10日付日本版ISAの道 その15「日本版ISAと日本版401kと日本版IRAの使い分け～英国ISAと米国
IRA(トラディショナル IRA とロス IRA)の融合～」…「<http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/130610.pdf>」、
2013年2月22日付日本版ISAの道 その4「日本版ISAの道は、近い将来『日本版529と日本版ジュニアISAの道』につ
ながり、さらに拡大していく可能性を持つ。『家計からの成長マネーの供給拡大』が達成されていくことを強く期待する。」…
「<http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/130222.pdf>」。

以上

(投信調査室 松尾、窪田)

本資料に関してご留意頂きたい事項

本資料は日本版ISA(少額投資非課税制度、愛称「NISA/ニーサ」)に関する考え方や情報提供を目的として、国際投信投資顧問が作成したものです。本資料は投資勧誘を目的とするものではありません。なお、以下の点にもご留意ください。

- 本資料中のグラフ・数値等はあくまでも過去のデータであり、将来の経済、市況、その他の投資環境に係る動向等を保証するものではありません。
 - 本資料の内容は作成基準日のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
 - 本資料は信頼できると判断した情報等をもとに作成しておりますが、その正確性、完全性等を保証するものではありません。
 - 本資料に示す意見等は、特に断りのない限り本資料作成日現在の国際投信投資顧問 投信調査室の見解です。
- また、国際投信投資顧問が設定・運用する各ファンドにおける投資判断がこれらの見解に基づくものとは限りません。